平成２５年（フ）第２８１号
香川県高松市福岡町１丁目12番８号　新橋ハイツ201
債務者　久住　憲彦
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７号
香川県高松市楠上町１丁目10番22号
債務者　野間田浩二
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７５号
佐賀県鳥栖市藤木町2269番地、前住所福岡市中央区渡辺通３丁目10番39―302号
債務者　岡　　辰幸
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
長崎県長崎市東町2731番地２、旧住所長崎県長崎市東町2085番地
債務者　田中　道子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
長崎県長崎市滑石６丁目４番７―305号
債務者　田口　大輔
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
長崎県大村市植松３丁目794番地２　セジュールウエマツＡ201、前住所長崎県大村市上諏訪町1245番地１　ときわシティー上諏訪102
債務者　染川　恵一
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府1100番地３
債務者　加治屋亮一
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第３号
鹿児島県南九州市頴娃町上別府1100番地３
債務者　加治屋真希子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市ときわ町３丁目15番23号　ハイツヘリテイジ202号
債務者　和根崎章吾
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８２０号
仙台市青葉区北根黒松５番４―303号
債務者　佐藤　純雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
仙台市若林区南小泉４丁目17番５号　ハバードリーム一番館205
債務者　小畑光太郎
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
仙台市宮城野区田子２丁目８番16号　ローズマリー102
債務者　中屋敷優壱
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
新潟県燕市下粟生津310番地２
債務者　中野　幸一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
新潟市中央区明石１丁目４番21号
債務者　近藤　尚子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
富山県高岡市蓮花寺543番地３　ハイパレス蓮花寺202号、旧住所富山県高岡市蓮花寺165番地　ソレイユ蓮花寺201号
債務者　二上　健治
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８８号
富山県射水市本開発452番地３
債務者　佐野　良樹
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３９４号
山梨県笛吹市石和町松本222番地76
債務者　若杉美智子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係